

別紙 2 (事業評価報告書)

平成 27 年度新潟県鳥獣被害防止総合対策交付金の事業評価報告書

団体名
(協議会名) 出雲崎町鳥獣被害防止対策協議会

1 事業効果の発現状況

○推進体制

- ・出雲崎町鳥獣被害防止対策協議会において、出雲崎町、出雲崎猟友会等の関係機関連携のもと被害防止対策に取り組んでいる。
- ・イノシシの特性やくくりわなの設置方法等、効果的な被害対策を習得する講習会を開催している。

○捕獲及び被害防除

・イノシシ

くくりわな等を使用して猟友会による捕獲活動を実施した。(捕獲頭数：H27 4頭)

しかし山間部の集落において水田の踏み荒らしや畔の掘り返し等の農作物被害が継続して発生した。

今後は、隣接する市において電気柵が設置されたことから、イノシシの流入が考えられ被害の拡大が想定されることから、電気柵の設置や効果的なわなの設置方法等について検討する必要がある。

・カラス類、ゴイサギ、アオサギ、ノウサギ

銃器を使用して猟友会による捕獲活動を実施し、被害が減少した。

2 被害防止計画の目標達成状況

- ・カラス類、ゴイサギ、アオサギ、ノウサギ等は、猟友会の捕獲活動により、被害金額、被害面積ともに目標を達成した。
- ・イノシシは、猟友会に捕獲活動を実施したが、被害金額、被害面積ともに目標を達成することができなかった。

3 被害防止計画の達成状況

対象地域	実施年度	対象鳥獣	事業内容	事業量	管理主体	供用開始	利用率・稼働率	事業効果
新潟県 出雲崎町全域	H25～H27	カラス類 ゴイサギ アオサギ ノウサギ イノシシ	個体数調整 有害捕獲	H25（イノシシ） ○捕獲機材購入 ・くくりわな×50基 ・箱わな×2基 ・標示プレート×52枚 ・注意標識×50枚 ○捕獲活動 ・捕獲活動 101回 ・事務費 H26（イノシシ） ○捕獲活動 ・捕獲活動 240回 ・事務費 H27（イノシシ） ○捕獲活動 ・捕獲活動 207回 ○研修会・講習会 ・講習会の開催 1回/年 ・印刷費	出雲崎町鳥獣被害防止対策協議会	H25～	100%	・くくりわな等を使用した捕獲活動を実施し、被害を防止できた。 ・講習会の開催により、イノシシの特性やくくりわなの設置方法等、効果的な被害対策を習得することができた。

被害防止計画の目標と実績								
対象鳥獣	被害金額（万円）				被害面積（ha）			
	基準年（年度） の実績値(A)	目標値 (B)	目標年（年度） の実績値(C)	達成率(%) (A-C/A-B)	基準年（年度） の実績値(A)	目標値 (B)	目標年（年度） の実績値(C)	達成率(%) (A-C/A-B)
カラス類	72.9	51.0	11.2	294.6%	1.02	0.71	0.12	293.0%
ゴイサギ	4.0	2.8	—	—	0.06	0.04	—	—
アオサギ	21.8	15.2	—	—	0.30	0.20	—	—
ノウサギ	20.1	14.0	0	329.5%	0.23	0.16	0	328.6%
イノシシ	30.7	21.4	96.1	-703.2%	0.76	0.53	0.87	47.8%

4 評価

<p>事業主体の評価</p>	<p>(カラス類、ゴイサギ、アオサギ、ノウサギ) 銃器を使用した猟友会の捕獲活動により、被害金額、被害面積ともに目標を達成することができた。今後も継続して猟友会による捕獲活動を行い、被害の軽減を図る。</p> <p>(イノシシ) くくりわな等を使用して猟友会による捕獲活動を実施した。(捕獲頭数:H25:0頭 H26:0頭 H27:4頭)しかし山間部の集落において水田の踏み荒らしや畔の掘り返し等の農作物被害が継続して発生した結果、被害金額、被害面積ともに目標を達成することができなかつた。電気柵が未設置であること、イノシシの捕獲に関しての経験、知識が不足しているため、効果的なわなの設置ができなかつたことが理由と考えられる。</p> <p>今後は、隣接する市において電気柵が設置されたことから、イノシシの流入が考えられ被害の拡大が想定されることから、集落に電気柵の設置について働きかけ、集落が主体となつた電気柵の設置、維持管理が行える体制を構築する必要がある。</p> <p>さらに平成28年6月に出雲崎猟友会を中心とした出雲崎町鳥獣被害対策実施隊を設置し、捕獲体制の強化を図り、くくりわな等の効果的な設置方法等の捕獲技術に関する知識、技術の普及に力を入れていきたい。</p>
<p>第三者の意見</p>	<p>(カラス類、ゴイサギ、アオサギ、ノウサギ) これらの捕獲活動により、被害金額、面積とも減少したとの報告だが、具体的にどのように被害量を算定し、どのように評価したかの資料が不足している。多くの自治体で、これらの十種に対しては銃器による駆除活動を実施しているが、その被害金額の算定が不明瞭であり、効果検証も具体性に欠けている。今後は、そのあたりの資料についてもきちんと提出をしないと第三者評価はできないため、次回の報告では資料を添付していただきたい。</p> <p>特にカラスについては、被害の多くが夏野菜や果樹類に集中していると考えられる。銃器による駆除の輪数と新潟の各地域に生息しているカラスの個体数を鑑みると個体群管理によって地域の個体数が減少するほどの捕獲圧がかけられているとは考えにくいと、おそらく飛来防除効果を狙っての銃器駆除が実施されていると推測する。しかし、カラスの被害防除については、現在、カラスハイレマ線などの防除器具の設置の効果が高いことが知られており、このような対策についても住民への啓発を図る必要があると考えられる。ゴイサギ、アオサギについてはおそらく春先の稲の踏み倒しの防止によると思うが、こちらも被害額と捕殺の検証が非常にあいまいなため、今後は、銃器駆除の実施前後の飛来数の増減や被害金額の定量などを考えてほしい。</p> <p>(イノシシ) 出雲崎町は、イノシシが現在分布を拡大している最前線の地域である。ここで分布拡大を食い止められれば、寺泊より北部への農業被害が抑えられるため、ここでの個体群管理は重要な意味を持つ。出雲崎町</p>

はもともと大型獣類がほとんど生息していない地域であったことから、猟友会員の多くがイノシシ捕獲の経験が乏しい。よって、くくり罠による捕獲技術の向上や巻狩りによる冬季から春季にかけての捕獲圧をかけることが今後重要になってくる。今後も、冬季の巻狩りの技術などを別の猟友会支部より指導してもらったり、三生塾などのくくり罠技術を教えてくれる研修会に人員を派遣し、人材育成を行うことが大切である。また、実施隊については、高齢化が問題となっていることから、現在狩猟の経験がなくても長期的に有害駆除に従事できる人材を育成することが大切である。

今後は目標捕獲個体数を設定し、捕獲事業を実施していくことになると思うが、地域の個体数密度の相対的な増減を把握しないと、適正な捕獲頭数を確保できているか検証ができない。よって、実施隊には、イノシシ捕獲の際の狩猟カレンダーの記入を義務付け、CPUE（狩猟効率）をモニタリングする必要がある。

集落においては、電気柵の導入がほとんど進んでいないことから、まずは、イノシシの生態や被害の発生状況について町民への啓発活動を行い、電気柵の設置の有効性や設置方法などについても研修を行っていく必要がある。また、電気柵を設置するとそこで被害を出していたイノシシは必ず設置していない隣接エリアに分布拡大することが知られている。よって、電気柵の導入と同時に拡大するイノシシを捕獲する体制を事前に協議しておくことも重要である。

イノシシの被害防除のために電気柵を導入する際は、圃場ごとに柵を設置するより、田畑と山を隔てるように設置する集落柵の方が防除効果が高いことが知られている。よって、これから電気柵を導入する際は、電気柵の専門業者に相談し、効率的な集落柵設置について検討をしてほしい。また、集落柵を導入する場合は、柵の維持管理を行うための柵管理委員会を集落ごとに設立し、集落ぐるみで補修点検を行うシステムを作ってから電気柵を導入することが望ましい。

イノシシの被害金額についてはNOSAIが取りまとめていると思うが、これまでイノシシの被害がなかった地域であることから、農家がイノシシの被害を認知せず、報告漏れが生じている可能性もある。よって、イノシシの被害の様子について啓発し、被害が出た場合、きちんと報告をしてもらうよう働きかけておく必要がある。今後、電気柵を導入する際、必ず対費用効果を求められるので、上記資料は町内から集めておくことと安心である。

評価者：山本麻希（長岡技術科学大学 工学研究科 技学研究院 生物機能工学専攻 准教授）

市町村の評価	—
--------	---

(注)： 1 被害防止計画目標の達成率が70%未満である場合は、実施要領第12の2に基づき改善計画を作成し、知事に提出すること。

2 3の事業効果には、事業の実施により発現した効果を幅広く記入すると。なお、処理加工施設を整備した場合は、当該施設の利用率も記入すること。

3 4の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。

4 市町村が間接補助事業者となっている場合は、4の「市町村の評価」欄に評価を記載すること。